

前橋市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年6月25日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

内 監
令和元年6月25日

前橋市長 山本 龍 様
前橋市議会議長 阿部 忠幸 様
前橋市教育委員会教育長 塩崎 政江 様

前橋市監査委員 福田 清和
同 田村 盛好
同 藤江 彰
同 富田 公隆

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

NPO法人まえばし保育ネットワーク（対象施設所管課：子育て施設課）

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（対象施設所管課：指導監査課、生涯学習課）

株式会社日本水泳振興会群馬支店（対象施設所管課：青少年課）

2 監査期間

令和元年5月8日から同年6月25日まで

3 監査対象

平成30年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象としました。

4 監査方法

あらかじめ提出を求めた公の施設の管理に関する資料等に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。

（所管課関係）

- ・指定管理者の指定手続きは、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

5 監査結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) NPO法人まえばし保育ネットワーク

指定管理者に係る出納その他の事務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 子育て施設課（要望事項 2件）

ア 契約事務について（要望事項）

子育てひろばプレイルーム遊具一部入替え設置業務において、指定管理者であるNPO法人まえばし保育ネットワークと業務委託契約を締結しているが、仕様書における業務内容からすると、当該法人への業務委託が適切であったか疑義が生じる状況であった。

契約方法においては、遊具の一部入替え設置業務という内容から、所管課が直接備品購入を行うことや施設に付随する遊具の一部入替え工事として発注を行うことも考えられることから、今後の契約に当たっては、発注方法や業者選定方法の見直しを行い、より適正な事務執行となるよう努められたい。

イ 指定管理料について（要望事項）

子育てひろばの管理運営において、平成30年度から指定管理者制度を導入しているが、指定管理者の申請時に提出された収支計画書などには人員体制についての詳細な資料の添付は見受けられず、指定管理料の多くを占める人件費の内訳が明確になっていなかった。

市所管課として、子育てひろばの安定した管理運営を維持するための人員体制について再検証し、必要となる人件費等の経費を算定するなど、より適正な指定管理業務となるよう見直しを図られたい。

(3) 社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（指摘事項 1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

総合福祉会館及び第四コミュニティセンター指定管理者業務仕様書において、再委託業務等に関する業者を選定する際には、前橋市契約規則等の規定に準じ、原則として競争入札又は見積合わせによることとしているが、法人の経理規程に定める方法で契約事務を実施している状況が見受けられた。

公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理者業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 指導監査課（要望事項 2件）

ア 仕様書の見直しについて（要望事項）

総合福祉会館及び第四コミュニティセンター指定管理者業務仕様書において、再委託業務等に関する業者を選定する際には、前橋市契約規則等の規定に準じ、原則

として競争入札又は見積合わせによることとしているが、指定管理者は、法人の経理規程に定める方法で契約事務を実施している状況が見受けられた。

所管課として、適正な指定管理業務に必要な方法を指定管理者と協議したうえで、市と指定管理者の認識が矛盾する内容は改善するとともに、協定書及び仕様書の記載内容を再度精査し、より適切な指定管理業務となるよう見直しを図られたい。

イ 総合福祉会館の維持保全について（要望事項）

(ア) 廊下及びエレベーターホールの照度について

総合福祉会館において、1階の廊下及びエレベーターホールの照度を測定したところ、床面の照度が100ルクスに満たない部分が認められた。

主に人工照明による照明基準は、日本工業規格 Z9110 で定められており、例として事務所の用途に供する建築物の作業領域又は活動領域における維持照度は、廊下にあつては100ルクス、エレベーターホールにあつては300ルクスとなっていることから、現状では照度の不足が認められる。

当該建築物の利用者及び利用形態に鑑み、節電を図るための減灯の必要性も理解はするが、施設の円滑な利用並びに安全性の確保などの観点から、照明基準にのっとり適切な照度となるよう見直しを図られたい。

(イ) 附帯工作物の修繕について

総合福祉会館敷地の西側出入口に設置された大谷石製門扉において、使用石材の経年劣化の影響により表面の石材が剥離、剥落している状態であった。

財務規則第184条第1項第2号では、主務課長はその事務を所掌する公有財産について、常に維持保全状況の適否を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定していることから、当該門扉について早期に修繕を行うなど、財務規則にのっとり適切な維持保全の措置を講じられたい。

(5) 生涯学習課

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会への指定管理者に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 株式会社日本水泳振興会群馬支店

指定管理者に係る出納その他の事務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(7) 青少年課（要望事項 1件）

ア 施設使用料の収納について（要望事項）

赤城少年自然の家の施設使用料の収納において、例外的に利用終了後の口座振り込みによる収納を認めているが、その条件や収納期限など具体的な内容を協定書等に定めていなかった。

赤城少年自然の家の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則及び財務規則等の規定にのっとり施設使用料の収納方法、手順などを再度検討したうえで、具体的な内容を記載した協定書、仕様書を作成するよう見直しされたい。